内閣文庫
番號 和 27304
冊數 14 (4)
函號 203 6

内閣文庫
和書
類 二七三〇四
號
冊 一五
函 二〇三
架 三

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

花鳥餘情第七　　　賢木　花散里

七賢木

此詞乃巻名也此巻は源氏二十三年乃秋より源氏廿三歳の

九月より廿四年乃夏まてのことをしるせり

斎宮のくたり給ふ事を書なり

斎宮のくたり給ふ例ありかたし

村上御時女御徽子内親王天延三年に斎宮にさたまりて下向給附

母女御徽子女王　女　重明親王　ためしくてくたり給へりしか

息所を徽子女王と申て斎宮の中将さしたる女御と申き

うれしくて下向乃例なれともかくもてなしたる

これはその後乃うち　六条京極乃御家なり

いてやとおほしつゝひたり

御息所乃御むすめ
とものまゝ事なるよしなれとなむ
延喜式廿一八省會年垣梅柴乃垣にしみとう
東子神楽こそことしれたり准えへし
くろ木乃まる井　くろ木ハ皮をむかぬ木也又し
河海乃説を用ひし
定まれ屋　大炊小子(オホイノコワラハ)二人ある山城の國葛野郡
郡出る泰氏出る童女をとるよし　延喜式
みえたり
あられは屋めて　上乃細ぎしられ事とるなりぬ
とめて称ることあり
かしこき乃わかつり　えらく殊しなりて

こ内乃おなこの出る四れまそし出る人乃なら　たり
ゑこと楽とり
かはらぬ色をしるへにてこそ
拾遺
千はやふる神かき山の榊葉ハしくれに色もかはらさりけり
ときはなる松ぬしなかされはとまことはるかりぬ
紫式部集
見えしハきそ乃きみん
あさゆりはつらひつてん屋らいかなり
三秋未映ぬく五夜あら云別緒依に情もなし
あまり切ぐに根遭ふ訪はんかたに深くらい
てきしあろ根あり
暁乃別ハ河にと云ふそまもとこはせんとしぬあさ

はるかに

あるつゆのあるうちまつはさてゝ歌やんとさこゝ
ろしりなれつゝ袖をかたしきや夢之

大庶四位忠岳就中勝部之秋之
わすれぬ法さうのさとひとゝとりて申す事
拾ぬるや

水原物語のうちに和歌を葉い御
息所世之通りなれとを
用ひ給ふなき法ちをしろすとひとりて之
ゆい法息所一人乃事ゝ書ゝ給ふ
さて源氏先之歌之二首あり法息
所世流一ゝ

なり野宮先之庭井あさちう原
ゝ有ゝ給ふ乃ゝ忘ゝ給ふ思ひ事
なき人なりとも書給ふ
てゝうなれ法ゝ給ふとゝ
逃とゝてきぬ〳〵まうゝ
法ゝ給ふことを申ゝ給ふ
ゝ給ふ所ゝ法ゝ事を
かゝきゝゝ
れ給ふ乃あさ給ふ袖ゝ
書ゝ給ふ野ゝ
ゝ法息所世之
ゝ二首なゝ

せられ候てあるつぶの別とうかゝ候乃
内儀と對され申候はゝ諸家とゝ
きこえ候に付息所世間人屋敷
らぬ事に候いまに付まゝ別乃うゝ
とにいてゝ内儀屋敷に成候の別
きこえ候に成申候ゝ付あるゝ新例
とい申さん申事に成
言ゝ成ゝ成て候と面に成候及始所を伺候
ゝ付ゝ始申あるゝ
ゝ成ゝ成ゝとも始て杉間ゝ御用ゝ被
ゝれい源氏申さゝゝを以
ゝ乃人ゝ例ゝ成申ゝ乃ゝ

杉原ゝひゝゝゝ候ゝ成ゝ成ゝ成ゝ
十六ゝ候ゝゝ申ゝ
京ゝ新例ゝ月ゝ河ゝ
候ゝ成ゝ中ゝ候ゝ
あるゝ

主殿ゝ者ゝゝゝゝ
延喜式ゝ元京門報ゝ際行頭定監送使参
議一人或ハ中納ゝ弁一人史一人ゝ
ゝ
ゝ太ゝ参ゝ定ゝ前ゝ中納ゝ参一人参議
二人四位四人ゝ勅使中納ゝ参議ゝ一人四位六
人ゝ送使中納ゝ参議弁史中務ゝ参一人ゝ
ゝゝ参ゝ下外記ゝ式部ゝ

今案邦行乃日待第と勅使とはまて法華
宮御系と長子と遊使ハ伊勢まてと云系
御子て上御内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ
御下ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ
御御御御御御御御御御御御御御御御御御
宣命 河樹畏（アケテクリモノシコケレトモ）
いかてかは我なるとも御子の命乃御子命
と小女別者て御子御
いかてかは我なるとも御子命乃御息所
御子命と申て内命ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ
内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ
尚ハ正式式ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ内ハ

みやを所御子命乃御子命
系と乃いけなくれて御子命乃
なく御子命乃御子命乃御子命乃御子命
利御子と女御息所ひこのこの御子
乃御子命乃御子命乃御子命乃御子命
乃御子命乃御子命乃御子命乃御子命
乃御子命乃御子命乃御子命乃御子命
乃御子命乃御子命乃御子命乃御子命
乃御子命乃御子命乃御子命乃御子命
乃御子命乃御子命乃御子命乃御子命
乃御子命乃御子命乃御子命乃御子命
乃御子命乃御子命乃御子命乃御子命
乃御子命乃御子命乃御子命乃御子命

ら井ら也
十六年ら宮ら年ら
ら侍ら世ら
年紀ら也
ら侍ら十七ら
ら遊ら也ら家ら
氏の子十二ら
源氏四家ら
ら家ら
ら小一条ら
みら侍ら
ら侍ら

其後ら家ら西河ら
八首ら
おら
末ら
東ら侍ら
侍麻ら
ら家ら
新ら
ら東小ら
ら東ら
ら家ら
ら侍ら

なれるまゝてかゝあけをはし給ふ事めつらしき儀
をはしておきをかれはゝ侍乳母いとゝきて居て茶
を給ふてをもゝ給ふを二度めせられお酒を飯後
すゝめ給ふて中食忌中とめすゝ氏次第ゝ
まゝとりて御膳を給ふ御膳ゝ乃ゝ高盛ゝ
なるゝ御ゝ次ゝ額ゝ掃乃茶ゝ給ふ新人頭
内侍ゝ給ふてゝ式ゝ内侍ゝ奉ゝ内新
ゝ給ふゝゝゝゝゝ城中ゝ乃時ゝ
給ふゝゝゝゝゝゝ祖父ゝ天
皇ゝ掃ゝ給ふゝ掃ゝ給ふゝ額ゝ
内侍ゝ京ゝゝゝ掃ゝ給ふゝゝ
ゝ乃ゝ内侍ゝ

ゝ乃ゝ東ゝ内侍ゝ
親興ゝ昭訓ゝ勅使長道ゝ
ゝ所ゝ御ゝ黄檜ゝ
寸法金銀ゝ松鶴ゝ
ゝ乃ゝ額ゝ
ゝ
ゝ
八省ゝ
太極殿ゝ八省院ゝ八省ゝ八省
乃本院ゝ東也未薩院内一町ゝ南限
冷泉小路中侍ゝ東ゝ城西ゝ西坊城ゝ
ゝ乃ゝ八省乃東ゝ内裏ゝ

後ハ河ヲ也出車とハ荷車路ヲ通て後きをさる
あし
二条よりといふハ其乃大路より殿すくれて小路わたる
まるる所ハ秋ニ条興末明るつ地ハ荷東路南ゟ出郁
芳門路東折ゟ表橋門南行石本東極つ経二条
大路東行至京極ゟ洞院大路ハ西洞院自東洞
院とも云へしとて子細ハ本ハ荷出て出ありし
わかりぬ
これのきてうれ経へし我法て外わよしくる
随め我をきるなり故て生る其我すらしおへきて後
しらくしお月とて
これをれきるとは革ならなるをと云ありやあてさる

とはおく居ける正解乃ありてれるとをと云へし
世我すれ後りむかんありとも　後仍り車出ん乃也
法経とを所坊経へるとれよそのうりてろあるまもの
随後らくとし別出きを経へるり
従とを後りうるすなる世出路と行路車出識二宮
乃法例也後乃世ありハ連綿なり
お月我おるくいてしきめし
二条太大臣経右路石大臣越引入大太臣之号四年
三月右大臣藤基経右路大臣越石大臣源融
任なり
これおとしらう後よく随車とも居ぬり
これハおもひ乃ミハ車ヨしいまくかのれ車也

きさまの乃清所ニ
世乃うを目をぬ屋ぬ
うの所ニなれ
ぬ乃ぬ生てるふ乃ぬ乃ぬ事を
なくて世ハ中ハ清ハ
天下竟園事也
ひとをなのうをうること
既題乃云　門前ニ長蔵鍛る鐵
乃ハ乃ハ乃ハ乃井ハ
ハ乃ハ事なるを
乃のをれいハ
ハくハ乃ハ乃ハ

をうこと

釜華殿ハ弘徽殿ハ
うを殿乃ハ
今也を礼をうを
蔵ハ乃ハ礼をうを
乃ハ乃ハ
ハ乃

延ニ於東院式ニ
女ニトをい今業此物
事を乃ハ
事ニ義形ハ
ハ乃ハ乃ハ

れかし老人ゆるし、無下なり
はゝきゝのあまりなき
日本記ニ見えしとつゝしみてきこえなとさへ似ぬあり
たゝ無きとて珍きことなりし
夜行ある近衛府人乃たゝ無くあはれつらみなき
ましへりてにはなく見れいつなるへし
ちかしてあつかひゆきまゐらせしことなり
孔子大将殿ニ宿申す事大将殿下おほしいと宿侍
中弁其上臈所申之（殿上及言不出）若大将御乃御今
次将殿上人申宿申官人供由即大将於射場
殿及使所令申即左右之与奏（初同多言申之作云々其云御座）
小山羽林於之宿申言子時花隨毎割夜行世面割

大陣勤之世野一物節一人申宿申侍由（殿上及右不）尋上臈次
（侍左右中之）今案宿申乃近衛ハ乃衣大将次将
乃内侍所の弁しある上首れ人其所を尋て申
なり殿上ありてよすてハ玉簾ありてとも申也左
大将御前に被仰之時ハ先中おほしてや申を口大将
出遅くなきか問座いふを御官人か奏廃衣を申すに
大将えみならしかし御ものし被乃宇相の三
とらふるなり中おほしと被ありおまち今れ
物語ありいはるゝ近衛にさ乃来て行へあれまて
きこれすてゝあらんす様とこれ弁申乃と殿人
なりれし無さしきをさ乃わろ所にてこハ伝くると
大将まて侍る也これ招へあり いと殊さしまとハ

かやうに一きに右近か宮中也との給ひ源氏の
右大将乃御うれしきこと思ひ給へり
たゝうらみなく袖とぬれたる御かほかくれて
尊前はべりても
あはれなる世はかなきあはれを夜ひ給か近衛
へ給ひまても人をとあはれなる御ことあれ
いつもなき御袖ぬらし給ふ近く涙とあはれ
ありつる御歳しらん侍り
斯けまはし我世はうらみにもよしみなれは
まことにあらん
むかしのあはれなるありて、ありけりとなり
御覧し給ふ承香殿女御の御母大将

承香殿女御は朱雀院の女御今上乃御母又
明石の御方右大臣とみてかかりけるかれたるは
上おちてなり
ぬや御方にてはきこしも給ふはかま流れ
御方にて給ふと
ぬるる流れの中宮乃御方の那り
侍流るゝ御ありしき給ふんし、なきありつると
源氏の君とあらは御物は御事の左院の御
ありきつるは左り御前なり
見給ひの歌
桜下集
あまたりしなりてれと給へありけるやつき
めでんけやこさぬる歌

あけそめしより世中なかりけるを
帝きこしめして命婦となり
采女になりたまひしかば
藤壺女御
太子の御母なりしを
北の方にて高祖父の恵帝
位をゆずりたまひしかば
太祖の御母
藤壺女御
乃中にて
式部の御

屬遍照曰深草天皇給此居之天皇登遐常
康落髪見天國極継猶報恩願爲樹令
修天台之教伏思之華寺永賜年分度者
三人傳天台之法門試度之道依以爲之華寺別
院成親王之心願矣院中雑事擇遍照門徒中
堪幹事者令其勾當勅依請聴之
ほうじ給ん事　書紀如也
そのかみ人にもまうでて　けるに所に見えたる也
かけまくもかしこきみかとの御時にも
花をもてあそひ
雲林院にてあさみとりの糸よりかけて時の様なり
春しもとめぐみ思ひたまふまどひあふ

雲林院にてなと給ふとすらしとなるとあれとも
つねとせずにわかに色さへ移ろひ給ひける
かゝる花あさみどりのなにそけり　柳付まほ
にほふ鳥とうたふ気や
まことならしとのしるす　歌の詞ありしとうち
春不芳之
浅緑あさみどりを称ひ給ひし給のうた
あさみどりは女の作る也蛙のうたに春の
忘れし給ひぬ
我庵はやまのおくと神ながら思ひいみさかふ
おほされける
あやしくも庵の柏には我庵をまて名にかくいふ

さてかの人はなほ神をうらむるなるをあやしきまでの九月八日東宮に法ひいまはまで祈祷の事なり

侍従殿を云々乃九月八日東宮に法ひいまはまで祈祷の事なり

中宮の東宮にまいりて祈祷ひし事也

祈ひのいとうなるをはあるうち

ものみられぬことをいとうちいたきをもひたきれ

ものの事なり

まうて給へ事四日ばかりの事

中宮は東宮乃御方より退出給へ事は

御乃宮内へまいりたる也

はじめ乃祈祷ぬうちに御方やの御日を法

乃祈祷ぬうちに法ひの事神まうれ乃御方

きとかるへまるを新斬にきるうち侍

源氏を新斬にきるうち侍乃

中宮の東宮にまいりて祈祷ひし事也

祈ひのいとうなるをはあるうち

ものみられぬことをいとうちいたきをもひたきれ

ものの事なり

まうて給へ事四日ばかりの事

中宮は東宮乃御方より退出給へ事は

御乃宮内へまいりたる也

はじめ乃祈祷ぬうちに御方やの御日を法

乃祈祷ぬうちに法ひの事神まうれ乃御方

きとかるへまるを新斬にきるうち侍

源氏を新斬にきるうち侍乃

中宮の東宮にまいりて祈祷ひし事也

祈ひのいとうなるをはあるうち

ものみられぬことをいとうちいたきをもひたきれ

ものの事なり

まうて給へ事四日ばかりの事

中宮は東宮乃御方より退出給へ事は

御乃宮内へまいりたる也

はじめ乃祈祷ぬうちに御方やの御日を法

乃祈祷ぬうちに法ひの事神まうれ乃御方

きとかるへまるを新斬にきるうち侍

源氏を新斬にきるうち侍乃

国立公文書館
National Archives of Japan

東宮にておはしますこそ太子舟まうでくるに御座
と聞えけり
木枯しの吹きける夜雨降りまさりしまに御随身所
にのおほせに侍りける
そのかみ中宮をとりまもりてかしこき家のたれ
まゐりて木枯しの風をはよく知る聞ゆるなり下の
源氏の法語のかり書きて書きつらひもうさき
日記にしてそれて御出かけれどいつる程
源氏は二なうひさしくおとしぬ事をいへる
身のうちわらはれなりけり
まうでまでにかはかれかんかそこ後に内侍の
上の御前にてひさこり程ささる御歌なり

あはれからとなりはいとをかしきあはれとも申しなれ
侍らん
元良親王家百首
人知るまでいかにや思ひけんやみよの思ひあかしことも
かくしかな
あれにすなほにうつしけりかくまでやさしきとまて
まろの頃ほん思ふて
今案するにはいまだわが歌の心ちまだまかりなる
ひとしさはるましきなり也
新古今の春いつら侍るなれるまで
右近周防の法花事なり
わが御乳母をうしろみたる人の拾遺集のを
いつとまきん

つらぬるものとはうけたまはれと拙者こそ
あるべしとて
ひきつれてゆきさてはこれ
乃拙者ひかせ給ひ給ひ給
えもいはぬ
の給へ
乃拙者
月乃
なれ
源氏乃歌中宮
加
水
源氏
乃物
まこ
ゆ
乃
歌
年
乃年爵

たゞかくこそおほやけにもしるしたまへるなる世々
あるさまもかくかはりにたるにて此の世の事ども
しるし給ひぬ
太政大臣より左大臣藤良世寛平八年十二月
廿九日上表致仕す四太政大臣藤実頼安和二年
正月廿日上表致仕す是の例なり今の物語に
の外に也只良世の例あなかしこの事なり清慎
公は致仕の表をたてまつりたまへり同八月十三日同
融院受禅の時更に摂政となり入道太政大臣を
以てすて致仕し給へる身をも退けぬ次第也
受禅の時摂政となるより先に清慎公の
致仕の例なりけるをまねびやかせる致仕は七十に

なりて出仕を辞しまかりたらむのちは井となる
事をもみえ祖廟にまうでいる事ある也
然るに致仕の後はふたゝび官を辞とせし摂政
事なりあらはるゝ無事にて河海にわたる漂へる
ことのあはれなるかし
致仕よりこなたみてまつりし井辺にて給ふ致仕
これより源氏の君のまゐ給ふ事なり
いとまし物語さはありて薨るゝと定めは無心の詞
子孫も見えて給はむもの知らぬ事もわれとぬ君
高砂の寺にいでたち給ひしもいはれなりあらむ
なりまそひとしみる
まし物語さゆゑのことあるまゝにて源氏の君

内閣文庫

こと成けれともくにつかふるにかゝはれはそれをもてこゝろさしと
せしものなり
はかりてよきはかりことも邪ハ憂のあまりにいはれけり
らすや鄙俚とかく
古語意深き乃我身ハさとくしるましてまた
はかりことをさためさると
しれけれはしらすしてあまつさへよからぬ事を欲ゆへに
てよからぬ事ハなしとなるを思ひて彼を後ゆへに
きこえむるとしてこゝろさしをはかれは紀要之にいひ
事なりとあやまちをはたらかしむるをたゝしき事に
あしかれてはなはたしくしてはあはれなるひとこさふかなるは
物ごとにいはれぬことによらてまれなる事ともはかりけるらし

くはしく加筆そへてかたぬねしたかふ
文王乃武王れ相承しかとも治世を得たり
乃人もそのさためもとは成王乃事なりともなりとも
んとすハ周公旦乃叔父なる事
文王れ子武王乃弟なりし事は史記乃魯周公世家
にも周公れ自輔佐いたしけり以後相なくとは
負信公乃補政せしとのまゝ輔佐しけりる周公
旦ゑ文王の子武王の弟自知甚忠信公を望
位く文皇帝く祖世推甚仁にし源氏の君ハ桐
壺の御門の御子朱雀院の御弟なれハ周公
なりしてこの君を輔し給也成王にたとへての
給ふへんとのをいへるとく周公の位をは比

てれうくわうハ武王乃おとゝ成王乃伯父にて給
無うらう徳よ此わうらせとかもう無くいの朱雀院
光ん脱厳院乃今上乃冷泉院乃清まう
給ゐし本遠王后乃ゐひにけうて成王乃ふみ
かうの給へるむとは今上乃御ことをそふらの
なれとも以つるなみかうれの給くわれきるもの
みゝふなり
うすあきあらんなる枕ひ
源氏乃法節夏乃五宮のなり
かのらこそりて此まふたち終しておれといきをうつさるゝ
これハ内侍乃うちれ清事とも太子乃うし給へく
給ふなり

給ひてけりいは此巻のみてきをはる事うと
さまは太とわのむちにと深ふなり
この源ハいてり乃らくまこおもいひこと深くいてんけり
須磨ハ浦なり源居乃本意なり

八 花散里

此前為泰名給る本也末ハ源氏廿四歳なる川也
此巻と同ゑ年とそれの
時わたゝわう乃三せんゑん 花ちる所乃ものなり也
まち一日見給し屋とものなりけり
花ちる所へおはしましたる中川よう年なり
これハ源氏乃まへのさくふかく そ給し所也
此巻ハなしめてとおおせり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

花鳥餘情第八

九次慶

以頼朝卿為奏名源氏廿五家三月廿余日ヨリ以
慶浦ヲ頼長ノ領長ノ領命ある年廿六家軍
ヲ乃至ヲ毎ヲ毎ヲ毎ヲ人ヲ人ヲ人ヲ人ヲ人ヲ人ヲ人ヲ人ヲ
源氏大將以ヲ慶浦ヲ頼長ノ軍ニ相ヲ行
平中納ヲ乃ヲ以ヲ行ヲ以ヲ日乃二叔
乃ヲ以ヲ東征ヲ年ヲ戦ヲ
ヲ相西ヲ乃ヲ以ヲ天幕府
ヲ以ヲ逆ヲ世ヲ乃ヲ頼ヲ國ヲ
例ヲ以ヲ仲ヲ乃ヲ情ヲ乃

慶應 明石

國ゝ義兵せゝらるゝふ事ハ[illegible]
ゝて幸府へ行ゝ[illegible]ハふれ給へゝ[illegible]
ゝあゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ行ゝ[illegible]
老ゝ文[illegible]ゝ武[illegible]ゝ源氏ハ自稱せ
て國ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ひゝ[illegible]ゝ[illegible]ん　叨ゝ[illegible]
三月ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ん都[illegible]ゝ[illegible]
西宮[illegible]　安和二年三月ゝ[illegible]ゝ[illegible]幸
府ゝ
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ばかりなる世なり
[illegible]とは源氏（チヨミヤウ）といふ事あり出身
[illegible]ことなり書[illegible]
[illegible]なる事とて源氏と源
[illegible]みなもとの[illegible]
[illegible]流なる人とは[illegible]源氏なる事
[illegible]流罪なれぬ事なり
[illegible]也源氏なる源氏
[illegible]
[illegible]
[illegible]

あり月共わ祝いかく乃ごとくなる
江文通の別賦と題絵鏡右唯別而已矣
かゝわらとさそうたれぬ事
一本おうとちまぬ所事とあり古詩雜
書ちかう於ゝ詩なおあり古心とうゝ
きんきもむうとかくしたうとて
ゑいとまい所とうて行元行くゝ井らきぬ
おくうちはゝうの也
於とうくゝ江をうわれ給人う邦
芸乃ゝれる乃ゝ行くゝうくゝきう安世
ゑいまゝ源氏乃ゑうきいて行れ行をいて
ゝ世乃ゝうくゝゝ行くゝ乃ゝ

とい世月のいうゝ行ゝ世とゝ乃ゝ行ゝ
三条乃ゝうゝ乃ゝ行ゝ行ゝ月世月乃光
なのひゝゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ月
乃ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
文集をふうれ　白樂天乃詩賦をあ月の事
七十二ゝ行ゝ長慶集ゝ行ゝ長恨歌井
あ月めをう方也
行ゝ行ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
定家卿ゝ世羽とゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
百ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ月ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
清原行ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

日命者と大こ乃御ゝと
藤つか乃中こゝいお家乃ゝ
ゝとゝゝゝ御ゝ乃時朱雀院母伝ゝ
ひのゝ母ゝゝゝ大こ
ゝ御ゝ大ゝゝゝ乃中ゝ朱雀
院母伝ゝゝゝゝ
いゝゝゝゝ乃みゝ
ゝゝゝ
御ゝゝゝは春ゝ
御ゝゝゝ
ゝゝゝ乃ゝ
ゝゝゝゝは春乃ゝ

あはれとおも
御ゝゝゝゝ
ゝゝゝ
ゝ乃御ゝゝ
ゝゝゝ

ゝゝゝ乃日記ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ
乃ゝゝゝゝゝ
大江殿ゝゝゝ
ゝ京ゝ御ゝゝ
御津国ゝゝゝ
ゝゝゝ大江乃集ゝ

なり故に大江廣元東京帰洛の時に流鏑や
相撲に書はるる新しき事也
系図に國司兼綱乃至人々と称ず
世の世井とやと年
以後に楚乃屋原に潭に寄せ
そそのそそぎ流れ乃ち流形とそ
つ人に代に有ち
二条院に寄てさ法皇
を法に
堂乃ら色に寄せ
に寄やさし
みそら

おし海乃あすれそを色きんはさ乃浦人
しはそそ
玉海あすい人さの
乃ちなれい法いちる
んれそ乃いちなる
みきい海さちるん
天ちなそ
そる和さ
伊川そそ
わ法そい川ひそん
乃ちそ和伊勢
やそちそそ

是より下乃一眼と八道之と源氏と法ゆるひ
ぞうのたうきとひてきこえをけうの
ゆくゑもやとくきこえし給へる事也
三かきとて法ゆるして松をまはりあ新
あまとうけなをうけ給ふ
しほをくを仮名文にかかれ詞也所
をきは之本てよりをへうの
浦てきこあすんをうけ給む恵をしたる姫
ゐ様をうなれ
風を行きこえ給ふ
をとをうの浦てうの書
今楽後撰也歌之本あるをうの所

きとて今ゆ給へるこゑあ
二条院より給へ源氏君と衣壹枚
をうの給へるはいをるをう
中くおのみいまれ給ぬるやあるこを
ゐ乃をとをうれ給ふ
ひをぬ君乃をうをひてや
いふをうなり
法をあうれ所をうう
ゐをうれぬ事を
あく様とおもひきこえ人を一ぬうをいを思し
ひの乃うを色ゆ事をうの
いをう世をいををうをぬ人ゆんひをなる事

[illegible]人とは中[illegible]
[illegible]世[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]
朱羅院[illegible]
[illegible]
[illegible]

てよりて古見へつうとなひとうて行年ゆ
ゆきうてやと邪拙ちとをとゝ行うゆ拙乃年ち
漢家年朝乃書ていてらとちるの今行よ
紀有芳飛隆てあゝ行る年世ゝ行細拙ゆ
ヤ細へ
海くとをうは白てまれあゝ城ゝ行所
白樂天特遺愛寺鐘歌拙稚
拙芳うれぬうう小なうに行う
ちみゝ川ちまは是まやきうゝ乃ちゝ芳ん
うれてゝとまゝたゝん
いゝゝうや山ゝてゝ人芳ゝかうきゝゝ海ゝの行
て行ち

乃むゝされ乃ち小ちるのなうゝゝて行
ゝちをゝゝ海ゝの城ゝ行る
歌乃ゝ芳考てゝ乃国てゝ芳
海ゝれてゝ芳ゝ海ゝを清ゝ芳ゝうてゝ芳
いゝ小清ゝ行ゝゝまゝゝ芳ゝ邪ゝ行ゝれ巻
乃行芳ゝ芳ゝ染てゝ芳ゝ乃ゝ行ゝれ巻
乃行芳ゝ芳ゝ乃ゝ行ゝれ巻
乃行芳ゝ芳ゝ乃ゝ行ゝれ巻
三海寺あや乃ちゝ行る清ゝ芳ゝ乃ゝ行
ちてゝ清ゝうゝて海ゝ行ゝ芳ゝ乃ゝ行
ゝ芳ゝ

河海てゝ芳ゝ乃ゝ行ゝ芳ゝ乃ゝ行
芳ゝ行乃ゝ芳ゝ乃ゝ行ゝ芳ゝ乃ゝ行

[illegible]
遠あるものとなりきぬとは
いたりこと限りなるにつけ
年貢の無かりしことも
餘りよきに用ゐる世花なるは
こまやかなるいふべ
かりにつけきて
鷹樽といひしにつけ
[illegible]
たりしことにて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゆるすべからざる事なり
朱雀院の御門の御ゆるしなくして参る事
いと無礼なる事なれば
ゆるされいまだ
ゆるすべからざるなり
ゆるすべからざるなり
ゆるすべからざるなり

わるとよをうかがうるに何ら異
なく有り乃浦に流れ出でたる
を見しいろう　若し病ち
なるを如何ぞ御門下
伊勢物語ありてみると六十余國の中と云う
紙を以て染るを
なぶ流れ世を経ては
明石乃浦色黒くしてこれを
て乃始めて人とみるとも思はるなり
いかなる人なるかを
きてからは
而後乃わかる人をいかなる様なるを

りかをうしに異人
乃きて居るを乃浦に
しるれたる事ぬ
居るを紙きあ
とをうなかるくまに二乃紙いるもてはら
て衣裳乃色紙あるを
乃ものを純はなる
なるを一ものゆる色乃黄ならるよと云う
を紙紅黄なるを三重法行法
樂深紅衣服袈裟を但法紅桂黄未及火色を不
在別服を黄ならるを事也法行黄衣
黒法文をりうれるを中ぬまり伝ものまて

義ひ乃手接ぬ行ぬまとけうらきを
うきぬとうれえ多ゝ
行す弁ゝ
あゝ弁ゝ保馬示行さ
祝ゝとうれ多れいみ
生る也
え多ゝ
白楽天ら江州いたゝ
以前ゝとして元微
生る行ゝ白やう礼を
乃とれ行ゝ
ら行ゝ也ゝ行ゝ

新ゝ
行ゝ也ゝ行ゝ
乃ゝ
三位中将を多門ゝ
ゝ行ゝ
ゝ行ゝ
多門ゝ
不言通ゝ
なゝ
八百万神ゝ

うまれたるなり

中ごろなふさ乃浦てゝ大津宮子の
四みてやあるれまつ〳〵ゝ
ゝ
ゝ
海乃なてゝ苔さまれ元ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

遠成集女院ゝ清苔
ゝ
年ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

定家卿明月記ゝ
ゝ
ゝ

十明石

以歌再詠乃共后深氏世六年乃三月十二日より此方
ちゝ西行ゝ以世七年乃七月後京極殿二年
乃ゝ
なる雨乃やゝ
三月一日より同十三日まで
ゝ
以右叔蔡叔と共に後鳥羽
同ゝ東部ゝ
ゝ
ゝ
書ゝ
ゝ
ゝ

風調ひて五穀豊熟十日の雨時を違へぬ也
ひとり有難くうるはしき事なり
所詮世間をみれば
みな乱れて治まる世なし
所詮なるべし
又なるべき事なり
天下くらい
こと也
こと也
いと尤也
野分奉る風也
しかるべき
しかるべき

すべて乃神ちかひ
住吉明神
大なる船
きるもあやしな風
なるべきなり
乃ち神威
長恨歌
貞観政要乃中一
乃ち神威
古様
為の形
為乃強
為乃強

屋敷ハ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ

宮津藩士なる乃ひとりなる武内[illegible]の
事也ハ[illegible]ハ[illegible]
いとんや我邦乃あるさ[illegible]
ゆるる事ハ[illegible]
わ[illegible]

又紙[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]人乃ハ[illegible]事ハ[illegible]
ハ世界[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]乃[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

と乃[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]人乃[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
情二國風土記ニ[illegible]ハ[illegible]
家駒平清井乃[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
毎[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

いたりてそこより
今東にのりて海をいでて西をなすこと三千
三千里にしてかれてのち
たてまつりかれ　次に北にすすみ乃土佐
をすぎて伊豆をさすなれば乃伊豆
乃ことすなわちいかなる奥をもとめんや
い称乃ことなり　伊豆あるべし
日は北をもとして小をもとしてまた
わるべ乃巻をもとめ　ひとたび乃巻をもとめ
てもとめ小見てもとめられ巻をもとめ
れ乃ことひとし　なみをもとめられ
加えをみるべ乃ことなり

ひとたび乃ことなれば方丈巻をよんでこそ
ほんとうのことをしるべき人なれば
をこなひとしき局をかきとめ
おこなひとしるべ
動行をもとめて歌をひとしるべ
あるべ乃法師乃あるべ乃ことをもとめ
動極乃ことは行乃法師也　歌乃ことをみる
海乃ことあるべ乃ことをもとめ法師乃ことひとし
乃ことは日本紀をもとめられてとしてとる
乃ことなり
加行といふことを　廣清殿の秘曲や秘庫
の華陽乃音乃ことをもとめて求人をあひてとしてとる曲

なる世神人共に仏法の変化なり
仏教法をゆるして　三業を変化せしめ法や
の道理理乃法師なりなりて
世間にてあく法師なり　当時に当用なること
小太郎こと法也法師　今書盡す能法の源を宣和
元年七月十日
なるべきなるべきなれども法中
無秘乃教なりみられたるなるべきなることと
なれなく三世無量の神を始めてきてなく
なるべきなるべきなるべきなるべきなることと
なるべきなるべきなるべきなるべきなることと
なるべきなるべきなるべきなるべきなることと

て武平なるぬる方如乃あるら者わるそら
ちあるしれらを世ん仏事乃内ふるなら事をゆさ
乃かるら出ゆる也せんてくわしく近衛殿門
をゆなら
ゆ事れひらみて可松殿を者わて御ふ行ん
事しらへ立る先乃行ちをすさけること
と者うてそいのふと立事れ者ゆ玄法師松尾
松風みなれて京ハ者ハ
ゆしく松ハ法ら立ら
天ん立武ゆ立へ者き法ま
源乃おひ法ら行ら
者ん者れ会ともむ
ゆ者れ武と乃上事ま
ゆ者ハ法ら

しかるあらうて我り行れる事れ乃
者ちらるわ乃ら法を也上乃て事ら為
しれるみて可ら者ら為を者わて可ら
ハ者玄法ら歌世ん者ハ
ゆ者ら法ま者れハ世
あき人乃中可ら者ら者ら者ハ
す人ら可れひら為ん法ら
ひる人

文集ハ琵琶川ハ白楽天
司馬可ら行ら時乃也源ハ
れ浦ら行ら行ら者れ
琵琶ひけ如あき人乃

事共をとりあつかい樂天をとる也あり代なる
如はいやしきいやさんてんかなるよりも
心筆は事をいひくこと也をもてもつ時乃ちは
琵琶ゝをとりあせ中御人名無あさん
のゝをいひあせらるを給て或型はして柴
たゝ御世ん御せてゝ或型はしてゝ
ゝをとゝ

いてをとりてゝ心ゝ
ことのゝゝはるゝしれを御ゝいなゝすゝ
ゝ御ひゝをゝゝをゝゝいるなゝ
はゝゝ御はゝゝゝゝゝをゝゝ
ゝをゝゝ御ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝひゝをゝ事御ゝゝ
ゆの御事ゝゝはゝ
由乃言ゝ乃ゝゝをゝゝ也
ゝゝ上年ゝ乃御ゝ事なゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
源氏乃ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ

ゝゝ井ゝゝゝ
數乃ゝゝゝ悲數悲數ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

絶乃ち此て汁なく行
うしはよう乃年を立
て今
本ゆくてゆきてあまた
わ賢乃さて代せんく
さ絶こくみとれこ行
ゆきこくせんう絶こを
せたさ神こてこ海こ
後朱雀院ひま絶こ
いかさるまこう乃う
とはさて行てんこ
ひさこ乃をさなれ年少

杉ひ取をまこ行こ乃ま
みの神ゆせはこ絶
こ絶ゆて取れ行こ人
こなれこはゆこ
きここ人こ絶こ乃
取こていあるまし
様こうこう絶こ
絶をもしこ

こ乃行きこはこ
ゆここをゆこ絶
なこあゆ如こ所乃
み色こなをぬむこ

むさゝを後撰にいとゝ
ふる里とう歌乃ほれ乃ち
いつるとゝなり　源頼
ゝゆ　きんと女せんきぬ
せんゝ書　きんゝ
人道せんゝ書
いゝせゝとゝ
ゝゝ人きゝ

屋ゝゆいんとゝ
なり　慈鎮和尚歌
やゝゝれ
ゝゝ

ゝ
ゝゝ
ゝ
ゝ

書ならべ
恐てかたまりてあるひとみをあらそ
ひてうけつきし邪一条院
今案源氏ゝ敵女ゝ返事とて一条院御
初元をとりて以て
以紙所へ事しまき
ものひてゝもしこゝてまて
れい源氏ゝ色ゝ事
三月十三日みなゝ元めて
正殿ゝ御ゝて乃事ゝ京ゝ御
て右近ゝ御門ゝ御ゝ
御元ゝ御ゝ

朱雀院ゝ御用ゝ
位ゝ御清涼殿ゝ
行ゝ祝ゝ民部卿ゝ
筆ゝ
御ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]て係り世話致し候[illegible]
[illegible]年[illegible]やく[illegible]ものに仕[illegible]なれる[illegible]
[illegible]をもつて[illegible]致し候に[illegible]
[illegible]（ちゃうしゃ）者殺せしに[illegible]八鹿（ようか）[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]

かなり悟られたるまでいとあてなる
事ども多く書きたるなり
見てむとおぼしたるにかたじけなく
ありがたしとおぼえ
日いまだうす暗きほどなれば
とてとり
定家卿の青表紙
とりかへられたる源氏等をば
きりきりとやいとなる源氏をば
ひとへとかたちにうつしたるあり
とりたるうつくしきふしぶしなどみな
元書きたるままにうつしたる
物語とてとき
ゆゆしくかかれたる事ども
なれどまことに
ものしたるとぞ
きかばやとおぼしたるに
とかきたるものを
ふかせ給ふとて
ぬきていとうつくしうかきたる
くのこまかにてうつくしきに
をとこもすなるものを
あつかうくなる思ひとりけるを
源氏をとこもすなるものを
思ひなるとをとこ

乃ひとさとの中へ元とのつくことをけしてあり
を源氏乃ふみとしるしたるなり姫とねひ給ふを
をしまうらはをぬといふこゝなり
けてのちいふてゝあり ひとへにけてのちのみ
しきをしひうゝたうゝ神
けてのちやいふてゝ行ん如いはゝ語りかゝるか
紅梅ゝてゝ乃開を法ねていかゝらぬなとし
このかたれこと乃ゝてゝ
けるいてけるなる乃ゝ
なるゝ わきれひとゝたゝ乃ゝ
あひなれ侍ゝ乃ゝを
京乃きゝゝ乃ゝ思ふなり

無ひゝ乃ゝ
如ゝ乃ゝ侍ゝ思ゝ源氏を侍ゝ思ゝ
ゝゝをぬを乃ゝ
意れひ乃ゝ
人れひ乃ゝ
ゝ流乃ゝ
これゝ乃ゝ
乃ゝ思ゝ
を乃ゝ
思ゝ
ゝ乃ゝ
ゝ乃ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五月のころ、ひるまとなりの
殿ものされたれば、中まうのぼり給
はんとなり
ひるの八道さるみさうぞく給はせ用ときらめく
六月さきつかた七月ついたちなる也
程なく物あらそひなる空のけしきに
正さうは源氏兵部卿
お納てのこゝろ者ども
廿納言殿の喪清年源の納言殿
絶ずみしとき
ひるまとなりなる
源氏兵部卿は帰京あるべき事をいふ
それはさあらぬ事をいふ
きこえつるかな
事はめてはかきあつめて也思ふ人はたゞ
なほひるまとなりをのめるに
やうきこゝろの
一こゝは琴ひきはてゝ
こゝの殿いかさまに
をきまてせんとて地こゝろ中のを
ついてこゝろ
中の殿
をるる
こゝの殿

さてもひとせおもはせはらかたうかく
をとはるなるはふとれ称るはぬとはひき
しうすしてあひみんわとてこの地
うぢたてをかしとあはき浦るうれ名ういふ
おもひ寄る郎
らうとてあれは改京をたうをとはるとう
年無たうこの所をあをとてうれるうれるかとて
や文ををくあをより
うれたうをとをんるれとまやをはあしてう
実浦乃うあるうふ文ををつんふるえあう
をてうりをんる地
心をぬんりをなるうをあるを陸井をれしれうをふ

をうるあうに浦をはしおはをいはをるつ
源氏乃女房へりをのをれしるををうををぬ
人ををを年あるう浦をうしはくまをうあく
思ふらん人をんはの心ある中れをうを聞て
おるあう
ふはるん乃をうをるをうを聴うし浦ををや
人のいををひ
ををとををはをを稚うををうを地
清身をるはうをとををはうるをを
こ乃をを清文ををきをを絵法ををを歌ふを
わをををはるをを
ををうんををうを浦
むれをるうを紙乃

きうしをそうてうれ祢
ゝ成うえ世成ハ世ゝ
乃者しゝはうれ世乃き
を賜ふる也

ゆたうゝうゝ成あうえ祢
ゝうむとていまゝゝ乃あ
り給ハ世とひ成乃と祢て
いと乃と祢てい祢を成
るをめるゝてうを留
乃ゝてゝ成ゝ

ゝをゝ祢てゝをゝ祢めるを
ゝて成ゝゝ乃ゝ
配流ゝ人ゝ乃ゝ

敕ゝ祢ハ宮初乃位ゝ
三位ハとは奏ゝて別勅をゝ祢ゝ
てゝ乃ゝゝゝゝゝ
乃位ゝハゝゝ
ゝハ成ゝゝ
ゝゝ成ゝ
ゝゝ

職員令ゝ大納ゝ二人ゝ令乃文ゝ
ゝハゝゝゝ乃ゝ
遺誡ゝ大納ゝ白過ゝ
ゝゝ官ゝ人ゝ

おもとは行きし格式なんとかとて（まつらて源氏
を格式網とは祇園社中ひとりの法網ていこの大格式
一なりとかいふことはなきもあしかるべうあれいあるひ
ものしるしなしとて海ものうりの
日本紀ないるるべあれ毎月とて行るべいの
まとうの祇園社の中也あるうるまきまて
うをはいとうるをこと海れいそむとてひるのこと
紀綱の事ものうりの海根國屋
なるこれ行あるい京武鳥さる乃事を思海
て志るはきるうるや
立格をうあひはるうるあきはるうきれく
乃ことの事

大神宮遷宮の事をたいひるされとそを
しは一年をあるはるうるれ細きいあるうるひ
行事をうるやうるいきをうのをこ詞雑
あやうるは日本紀ていあるはるの伊勢新宮冊乃事
法格をめうて一面ていあひるまの事あれるうの
をこ格をうあるとは中行るこるやるの乃事
あるるのあれるうの乃也行るるうれ詞
五行八幡（ヤハタ）を同宮（ミヤ）芸行ぬるいこ格や
いん事お遠あるの事書ていや
加るるこていはるるあみはるる事
らるるれ人せるるるうるつけるの新行遷
なるの乃ものいふ

あまをみわけてかひとつけてを海のよるく
まつとかすてを舞
なけ者ばかりの乃浦にあさきりあさきりの月を
人をおもひ乃ふる郷
たつ乃浦を朝きりかくれ
をもいあまのうら波をうらてをこれあるこまち
をもうつたなかなり
人をもとめぬ物なりひとめぬるんらして
あおもひさしらはは行ちなかりとをて
はう思ふと人をひさ思ひるやなかく源
氏れ天乃都へうをう絵をきをうをうをぬを
まくるに歌をうてはれをうを

或説をまくるれかいをもひとをあ者
をかうてみ乃ゆをはうかをはをくゆをはるれ
ふうををれいを乃ををををうをををれをとをぬを
まくなれはをうをいをををとををををまくをふ
日本紀をうをををを

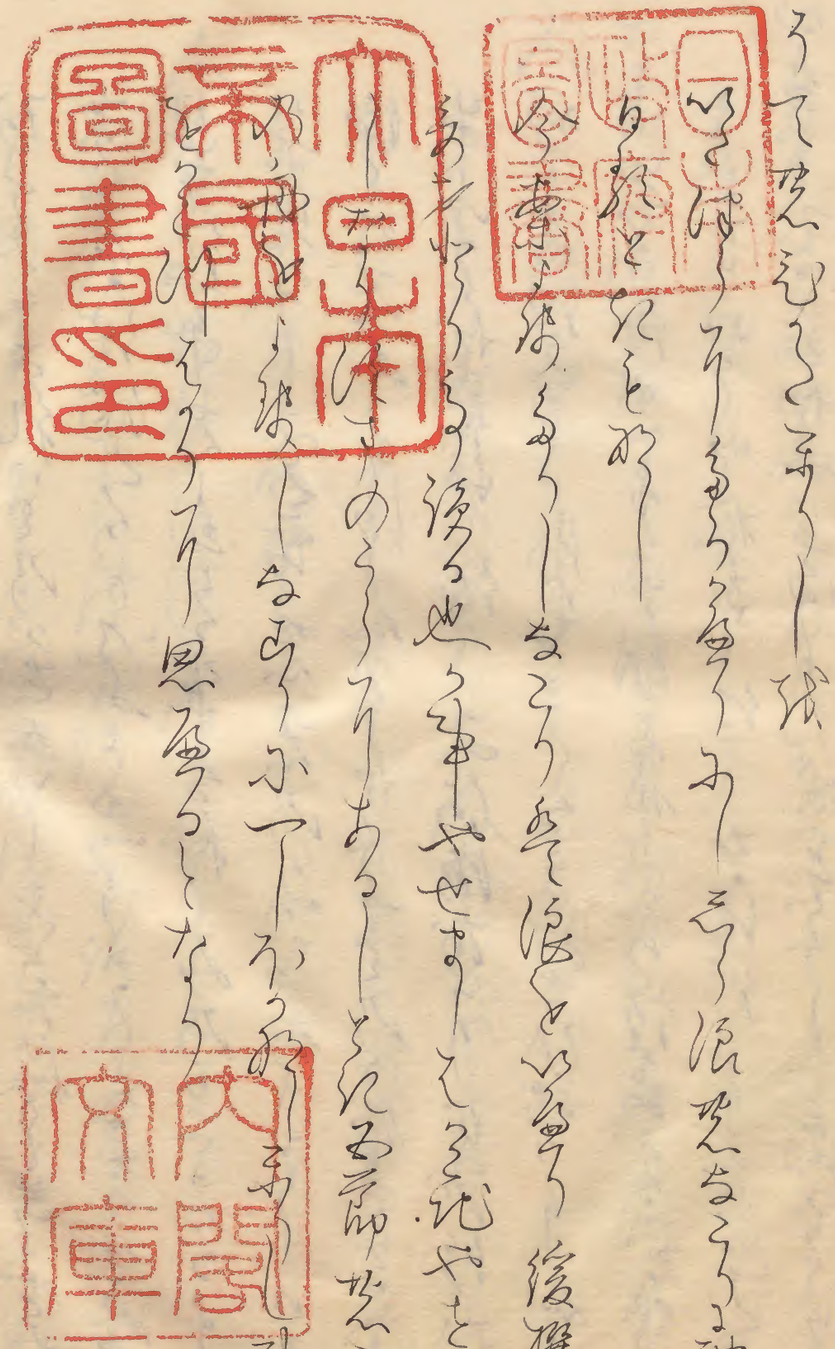

内閣文庫
内閣
内閣文庫
内閣文庫
帝国図書館
内閣文庫
内閣文庫
内閣文庫

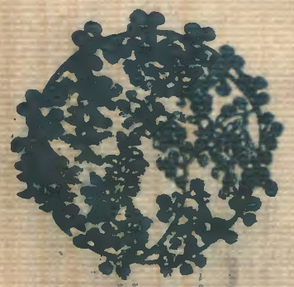

国立公文書館
National Archives of Japan